

## その他の重要事項について

- この商品にお申込みいただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響をあたえることはありません。
- この保険では、契約者貸付・保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。
- 告知の結果によっては、ご契約をお引受けできなかったり特別な条件付でご契約をお引受けさせていただく場合があります。告知に関するご質問などにつきましては東京海上サポートセンター（告知照会窓口）までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】東京海上サポートセンター（告知照会窓口） ☎0120-555-835  
受付時間 9:00～18:00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

## 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、あんしん生命総合カスタマーセンターまでご連絡ください。



# しんきんのがん保険

東京海上日動あんしん生命の

## がん治療支援保険【無配当】

がん手術特約、がん通院特約、がん先進医療特約、抗がん剤治療特約

# 「先進医療」、「通院」、「再発・転移」に そなえるがん保険



TOKIO MARINE  
NICHIDO

2011年12月



あんしんセエメエ

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●契約者配当 ●解約返戻金 ●特約について  
●クーリング・オフ ●元本欠損が生じる場合 ●健康状態・職業などの告知義務 ●保険会社の責任開始期 など

取扱者/代理店

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都中央区銀座5-3-16 〒104-0061  
URL: <http://www.tmn-anshin.co.jp/>

総合カスタマーセンター

<商品についてのご案内>

☎0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関わるご相談>

☎0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00

土曜 9:00～17:00

（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

募資 '11-WE07-122 改定201111

## 契約概要／注意喚起情報 兼 パンフレット

### ご契約前に必ずお読みください

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

### ご注意くださいこと

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

この街と生きていく

がん保険のお申込みは信用金庫へ

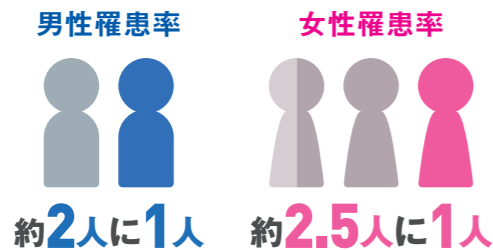
SHINKIN 信用金庫

# 手厚い備えが必要なのは、「がん」がもう他人事ではないからです。

がんは身近な問題です。

ますます高まる、がんの不安。

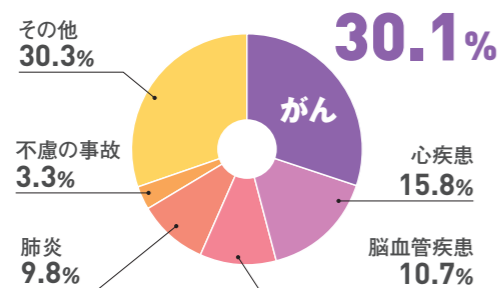
- 一生涯のうちに、がんにかかるリスク (推計値)



男性の53.6%、女性の40.5%は一生涯のうち、がんにかかるといわれています。

財団法人がん研究振興財団「がんの統計(2010年版)」  
(2005年罹患・死亡データに基づく累積生涯がん罹患リスク)

- 主な死亡原因の割合



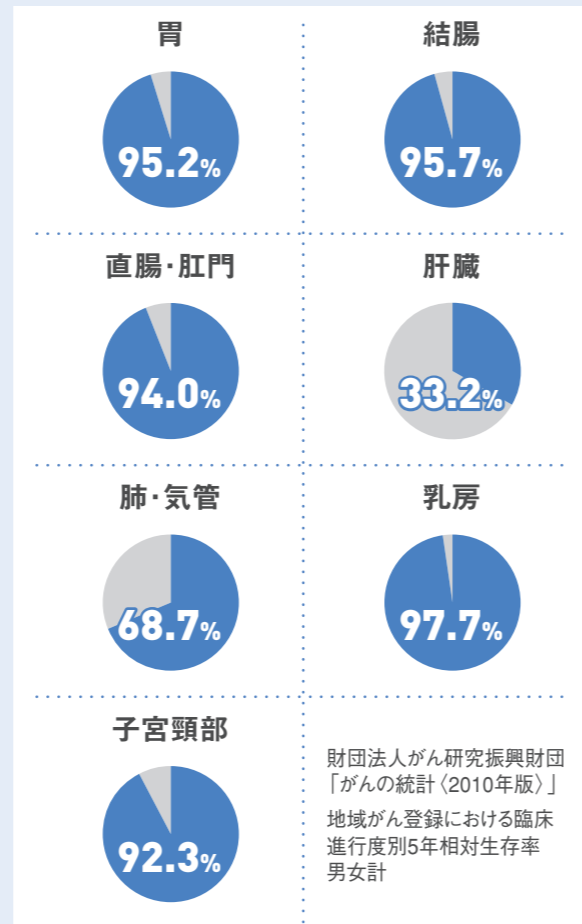
約10人に3人(30.1%)の方が、実際がんでお亡くなりになっています。

平成21年 厚生労働省「人口動態統計の概況」

がんは種類(部位)によっては治せる時代です。

しかし、医療技術の進歩と検診での早期発見で、種類(部位)によってはがんは治せる病気に。

- がんの5年相対生存率※1 (がんの進行度が「限局」※2の場合)



早期発見による早期治療が重要です。

※1 「5年相対生存率」とは、ある集団で算出した5年生存率(ある疾患と診断されてから5年後に生存している確率)を、その集団と同じ性・年齢・出生年分布をもつ日本人の期待5年生存率で割ったもの。対象疾患以外の死亡の影響を調整した5年生存率。  
※2 地域がん登録で用いられる、がんと診断された時点における病巣の広がりを表す分類。「限局」は、がんが原発臓器に限局しているもの。

がんの治療費は高額となります。

高額療養費制度では対象とならない先進医療などの自己負担額。

- 前立腺がん ホルモン療法と重粒子線治療を併用した場合

52歳男性。人間ドックでPSA検査(前立腺がんの腫瘍マーカー)を行ったところ、数値が高く、精密検査を受けた結果、ステージB2の前立腺がんと診断。(a) 投薬・注射によるホルモン療法を6か月行った後、(b) 重粒子線治療を受けることを選択(入院日数35日)。(c) 術後は定期的な検査を受け、再発することなく5年経過。(データ提供:株式会社セールス手帖社保険FPS研究所)

- ① 公的医療保険における医療費の自己負担は一定割合(例:3割負担など)
- ② さらに、その金額がひと月に一定金額※3を超えれば、高額療養費制度の対象
- ③ ただし、室料(差額ベッド代)、入院時食事代や、先進医療費等は、全額自己負担

抗がん剤の治療費(ホルモン療法)		(a) 1か月目~6か月目(入院前)	(b) 入院1~2か月目・術後1か月目	(c) 術後2か月目~術後5年目
① 医療費	医療費合計	727,640円	740,470円	741,620円
	診察料・投薬/注射料・検査/画像診断料等	うち投薬・注射料 520,140円	入院1か月目:387,480円 入院2か月目:334,830円 通院:18,160円	
② 高額療養費適用後	3割自己負担額	218,280円	222,140円 [うち通院:5,450円]	222,480円
	高額療養費の自己負担限度額(一般所得者)※4	限度額を超えた月なし	入院1か月目:81,305円 入院2か月目:80,778円 通院は限度額を超えず	限度額を超えた月なし
③ その他費用	重粒子線治療費		3,140,000円	
	入院時食事代・室料(差額ベッド代)		26,260円 140,000円	
自己負担額計		(a) 218,280円	(b) 3,473,793円	(c) 222,480円

高額療養費制度適用後一般所得者の場合 5年間の自己負担額合計(a)+(b)+(c) **391万4,553円** (上位所得者の場合 396万9,160円)

最先端の治療法が高額でも、体に負担をかけず確実に治したいと思うのが、本人や家族の心情です。

※3 高額療養費制度の自己負担限度額は、給付を受ける方の年齢や所得等によって異なります。  
※4 高額療養費の算定は、1か月ごと、1病院ごと、入院・通院ごとに計算します。平成21年7月現在の診療報酬、公的医療保険制度に基づき算出しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

がんは再発・転移が心配です。

退院できても、その後の外来治療、再発・転移を不安視する人は多い。

- がんを克服された方の声



再発時は治療方法も変わるだろうから、経済的な負担についても初回より大きくなるのではないかと不安がある。



退院後も、外来による抗がん剤治療を行っていた。いつまで続くかわからず費用の面で不安だった。



再発が常に頭にある。再発した場合は、入院治療への不安よりも給料が入ってこなくなる不安が大きい。

\*あんしん生命で実施したがん罹患者とそのご家族へのインタビューより

# 初期のがんから、再発・転移の治療まで、がんと徹底的に闘える保険です。

あんしん生命の  
「がん治療支援保険」の

## 5大Point

がんを患われた方、医療従事者の声を  
反映しました。

初期段階のがんでも  
保障されるの  
かなあ。



### Point 1 <診断給付金 他>

## 初期のがんでも あんしんです。

がんの早期発見、早期治療をサポート。  
上皮内がん等の初期のがんから幅広く保障します。初期のがんの場合でも、給付金は減額することなく、100%お受取りいただけます。

もし再発したら、  
治療費などを  
用意できるか  
心配！



### Point 2 <診断給付金、入院給付金>

## 再発・転移しても あんしんです。

何度でもお受取りいただける診断給付金。  
初めてがんと診断されたときはもちろん、その後の再発・転移、新たながんでも診断給付金を何度でもお受取りいただけます。  
入院給付金は日数の制限なくお支払いいたします。

遠方の病院に  
通うとき、自分で  
車を運転する  
のは不安！



### Point 3 <通院給付金>

## 通院治療の際も あんしんです。

病院への交通費など通院にかかる費用をサポート。  
入院給付金を1日以上お受取りいただく場合、その入院前後の一定期間内に、がんの治療を目的として通院されたとき、入院給付金日額と同額の通院給付金日額をお受取りいただけます。

\*あんしん生命で実施したがん罹患者とご家族へのインタビューより

2つのPointを加えて、さらにあんしんです。

先進医療は  
全額自己負担で  
高額となるため、  
受療を断念する方も  
いらっしゃいます。



### Point 4 <先進医療給付金>

## 先進医療を受ける際も あんしんです。

全額自己負担となる先進医療にかかる  
技術料を保障。

公的医療保険制度の給付対象ではない先進医療にかかる技術料を通算1,000万円まで保障します。入院・通院を問わず先進医療による治療をサポートします。

📖 先進医療については17ページ  
Q&A「Q7先進医療とは何ですか?」をご覧ください。

長期間にわたる  
抗がん剤治療は、  
経済的負担が大きく  
治療を中断する方も  
いらっしゃいます。



### Point 5 <治療給付金>

## 長期間にわたる 抗がん剤治療の際も あんしんです。

長期間にわたり高額となりがちな  
抗がん剤治療を保障。

公的医療保険制度の給付対象である抗がん剤治療を月1回以上受けられたとき、受けられた月ごとに治療給付金を通算60か月お受取りいただけます。入院・通院\*を問わず抗がん剤による治療をサポートします。

\*通院には往診を含みます。

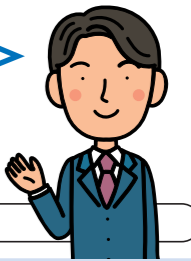
\*あんしん生命で実施した医療従事者へのインタビューより

お支払事由の概要や保険期間・保険料払込期間等については、5~6ページをご覧ください。

# ご自身のニーズに合ったご希望のタイプをお選びください。

法令上給付金額の制限があるお客さまは **Aタイプ** のみお申込みいただけます。

お申込時に医師の  
診査は不要です  
(告知のみでお申込み  
いただけます)



## ■保障内容 上皮内がん等の初期のがんも同額保障します。

給付金の種類		お支払事由の概要		タイプ別給付金額			
				Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
主契約	<b>診断給付金</b> (主契約)	初めてがんと診断確定されたとき、また、一旦治癒した後、がんが再発したと診断確定されたときなど、回数に制限なく一時金としてお受けいただけます。 ●診断給付金は、入院の有無にかかわらずご請求が可能です。 ●がんの診断確定は、病理組織学的所見(生検を含みます)により日本の医師または歯科医師によってなされる必要があります。 ●2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年以上経過している場合に限り、お受けいただけます。	何度でもお支払いします	診断給付金額	100万円	200万円 300万円	
	<b>入院給付金</b> (主契約)	がんの治療のため、所定の入院をされたとき、(入院給付金日額×入院日数)をお受けいただけます。 ●1日目からお受けいただけます(日帰り入院も含みます)。	お支払日数無制限	入院給付金日額	10,000円	20,000円 30,000円	
特約	<b>手術給付金</b> (がん手術特約)	がんの治療のため、約款所定の手術を受けられたとき、手術給付金額(主契約入院給付金日額の20倍)をお受けいただけます。 ●手術給付金のお支払回数に制限はありません。ただし、ファイバースコープによる手術などは60日間に1回の給付限度があります。 ●お支払の対象とならない手術があります。お支払対象となる手術については「約款」をご覧ください。	何度でもお支払いします	手術給付金額	20万円	40万円 60万円	
	<b>通院給付金</b> (がん通院特約)	入院給付金の支払日数が1日以上となる入院をされ、その入院前後の一定期間にがんの治療のために通院されたとき、(通院給付金日額×通院日数)をお受けいただけます。 ●1回の入院につき、45日をお支払の限度とします(通算は730日までとなります)。入院日の前日からその日を含めて週及び60日以内、また、退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間となります。	入院給付金日額と同額保障	通院給付金日額	10,000円	20,000円 30,000円	
	<b>先進医療給付金</b> (がん先進医療特約)	がんの治療を目的として、厚生労働大臣が定める先進医療を所定の施設で受けられたとき、先進医療にかかる技術料を保障します。 ●支払限度は通算1,000万円となります。 ●先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(特約の保険期間中に対象となる先進医療は変動します)。	通算1,000万円まで保障	先進医療給付金額	所定の先進医療にかかる技術料		
さらにあしんの特約	<b>治療給付金</b> (抗がん剤治療特約)	がんの治療を目的として、公的医療保険制度の給付対象である抗がん剤治療を月に1回以上受けられたとき、受けられた月ごとに治療給付金をお受けいただけます。 ●支払限度は通算60か月となります。 ●責任開始期以後の保険期間中に診断確定されたがんによる入院または通院での抗がん剤治療が対象となります。 ●がんの診断確定は、病理組織学的所見(生検を含みます)により日本の医師または歯科医師によってなされる必要があります。 ●お支払の対象となる抗がん剤治療については18ページQ&A「Q10 対象となる抗がん剤治療とは?」をご覧ください。	通算60か月まで保障	治療給付金額	治療給付金額 月額5万円 または 月額10万円		

- 保険契約の責任開始期は保険期間の始期からその日を含めて91日目となります。
- 法令により、お客さまの勤務先などによっては、ご加入いただけない場合や、加入できる給付金額が制限される場合があります。

## ■保険期間・保険料払込期間 次の3つのタイプからお選びいただけます。

	Ⅰ 10年保障・10年払込タイプ	Ⅱ 終身保障・終身払込タイプ	Ⅲ 終身保障・60歳払込タイプ
主契約・がん手術特約・がん通院特約	保険期間 : 10年 保険料払込期間 : 10年 (注1・3)	保険期間 : 終身 保険料払込期間 : 終身	保険期間 : 終身 保険料払込期間 : 60歳まで
がん先進医療特約・抗がん剤治療特約	保険期間 : 10年 (注1・2) 保険料払込期間 : 10年		

例えば 主契約+がん手術特約+がん通院特約が ①終身保障・終身払込タイプの 場合

主契約+がん手術特約+がん通院特約 <保険期間・保険料払込期間:終身>

がん先進医療特約 10年更新(注1)    がん先進医療特約 抗がん剤治療特約 10年更新(注1)    ...    最長90歳まで自動更新

ご契約

(注1) 自動更新が可能です。更新後保険料は更新前保険料とは異なります。  
(注2) がん先進医療特約・抗がん剤治療特約は、更新後の保険期間も10年となります。ただし、特約の更新後の保険期間が、主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了日までが、特約の保険期間となります。  
(注3) 更新の際、保険期間を終身にすることが可能です(がん先進医療特約、抗がん剤治療特約を除きます)。

## お取引信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの①②③のいずれかに該当するお客さまは、お取扱いできる給付金額に制限があり、Aタイプのみをご選択いただけます。

- ①事業性ローンをご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま
  - ②事業性ローンをご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めの会員のお客さま
  - ③事業性ローンをご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま
- (注) ①②について、お取引の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけない場合があります。また、当該信用金庫で既に他の医療保険等をご契約されているお客さまにつきましては、上記コースにつきましてもご加入いただけない場合があります。詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

# 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## ■引受保険会社の商号と住所等について

**商号** 東京海上日動あんしん生命保険株式会社  
**住所** 〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16  
**ホームページ** <http://www.tmn-anshin.co.jp/>

## 商品についてのご案内

総合カスタマーセンター

☎️ **0120-300-352**

受付時間 平日 9:00～18:00  
 土曜 9:00～17:00  
 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

## 上記以外の生命保険全般に関わるご相談

総合カスタマーセンター

☎️ **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00  
 土曜 9:00～17:00  
 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

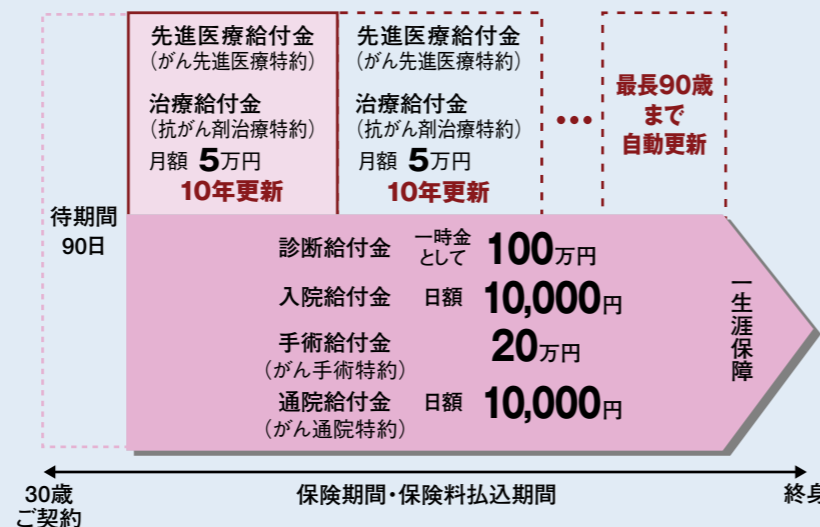
# 1 がん治療支援保険の特長としくみ

**特長** この保険はがんにかかった場合の保障を確保できる商品です。

### ご契約例

(計算基準日：平成24年1月1日)  
 ご契約年齢：30歳（男性）  
 診断給付金額：100万円  
 入院給付金日額：10,000円  
 手術給付金額：20万円  
 通院給付金日額：10,000円  
 先進医療給付金額：所定の先進医療にかかる技術料  
 治療給付金額：月額5万円  
 保険期間：終身  
 保険料払込期間：終身  
 保険料払込方法：月払（口座振替）  
 月払保険料（口座振替）：3,163円

<しくみ図>



### ご契約例の場合、

- 保険期間は終身です。
- がん先進医療特約、抗がん剤治療特約の保険期間は、主契約の保険期間にかかわらず10年となり、90歳まで自動更新します。更新の際には更新時の年齢・保険料率で保険料を計算します。
- 保険契約の責任開始は保険期間の始期からその日を含めて91日目となります。

# 2 給付金のお支払いについて

責任開始期以後の保険期間中に、被保険者ががんと診断確定された場合やがんにより所定の入院をされた場合等に給付金をお支払いします。

なお、この保険は死亡または高度障害による死亡・高度障害保険金はありません（被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします）。

# 3 主契約・付加できる特約の概要・給付金額について

この保険で支払われる主契約・付加できる特約の給付金は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金の種類	支払事由	お支払額	受取人	ご注意いただきたいこと	
主契約	診断給付金	責任開始期以後、初めてがんと診断確定されたとき。または、その後次の①②③のいずれかに該当したとき ①一旦治癒した後、がんが再発したと診断確定されたとき ②がんが他の臓器に転移したと診断確定されたとき ③がんが新たに生じたと診断確定されたとき	診断給付金額	給付金受取人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます）により日本の医師または歯科医師の資格を持つものによってなされることを必要とします。</li> <li>● 2回目以降の診断給付金は前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年以上経過している場合に限り、お支払いします。</li> <li>● 1回の入院に対する支払限度や通算の支払限度はありません。</li> <li>● 手術給付金のお支払回数の限度はありません。ただし、ファイバースコープによる悪性新生物手術など手術の種類によっては、60日間に1回の給付限度があります。</li> <li>● 手術の種類によって、お支払の対象外の手術もあります。</li> <li>● 1回の入院についての支払限度は45日（通算は730日）となります。</li> <li>● 支払限度は通算1,000万円となります。</li> <li>● 先進医療とは、公的医療保険制度に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（特約の保険期間中に対象となる先進医療は変動します）。</li> <li>● お支払事由に該当した日が属する月ごとに治療給付金をお支払いします。</li> <li>● 支払限度は通算60か月となります。</li> <li>● 公的医療保険制度およびその変更については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。</li> </ul>
	入院給付金	責任開始期以後、がんの治療を目的として所定の入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数		
がん手術特約	責任開始期以後、がんの治療を目的として所定の手術を受けたとき	手術1回につき、手術給付金額			
がん通院特約	入院給付金の支払日数が1日以上となる入院をした場合、入院日前日からその日を含めて遡及して60日以内の期間または退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間にがんの治療を目的として所定の通院をしたとき	通院給付金日額×通院日数			
がん先進医療特約	責任開始期以後、がんの治療を目的として公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき	所定の先進医療にかかる技術料			
抗がん剤治療特約	責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、特約条項所定の抗がん剤治療にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をしたとき	(お支払事由該当月ごとに)治療給付金額			

### <保険料の払込免除について>

つぎの場合、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 保険期間の始期以後の疾病または傷害を直接の原因として、所定の高度障害状態になられたとき
- 保険期間の始期以後に不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき

## 4 お取扱いについて

契約年齢	給付金額						保険期間
	診断給付金	入院給付金	手術給付金	通院給付金	先進医療給付金	治療給付金	
0～75歳	100万円	10,000円	20万円	10,000円	所定の 先進医療にかかる 技術料	月額5万円 または 月額10万円	10年 または 終身
	200万円	20,000円	40万円	20,000円			
	300万円	30,000円	60万円	30,000円			

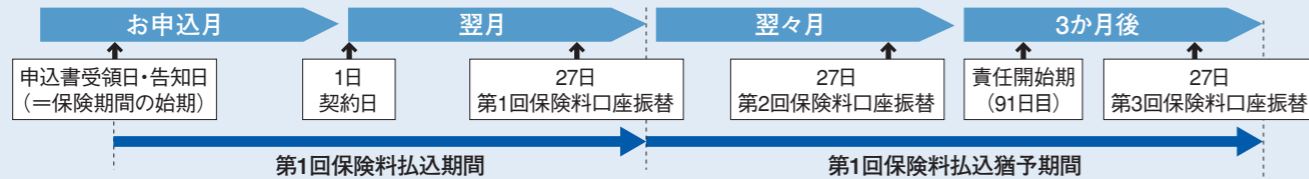
- お申込時に医師の診査は不要です（告知のみでお申込みいただけます）。
- がん先進医療特約、抗がん剤治療特約の保険期間は主契約の保険期間にかかわらず10年となります。この特約の保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。更新の際には更新時の年齢・保険料率で保険料を計算します。
- 他にご契約がある場合、その保険金額（給付金額）と合算してご加入いただける限度額（通算限度額）の範囲内でお取扱いをいたします。
- 信用金庫によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者／代理店にご確認ください。

## 5 保険料のお払込みについて

払込期間	10年、終身、60歳まで
払込方法	月払、年払
払込経路	口座振替扱（責任開始期に関する特約を付加）

- 責任開始期に関する特約とは、申込書受領日と告知日のいずれか遅い時を保険期間の始期とする特約で、第1回保険料は口座振替でお払込みいただけます。

「責任開始期に関する特約」の付加による口座振替について<月払の例>



・年払の場合はお申込月から12か月後の契約応当月が第2回保険料口座振替月になります。

<ご請求が間に合わなかった場合や残高不足等で口座振替できなかった場合>

月払	保険期間の始期の属する月の翌々月27日に2か月分の保険料を口座へ請求
年払	保険期間の始期の属する月の翌々月27日に保険料を口座へ再請求

上記期間においても振替不能となった場合は、請求月の翌月に保険料お払込みのご案内（コンビニ払込票）を送付しますので、保険料払込猶予期間内にお払込みください（月払契約の場合は3か月分の保険料をお払込みください）。

<払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合>

・ご契約は払込猶予期間満了の日の翌日に、保険期間の始期に遡って無効となります。ご契約が無効となった場合、責任準備金などその他の返戻金のお支払はありません。また復活の取扱はありません。

- 契約日は、月払の場合は保険期間の始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は保険期間の始期と同日となります。月払で契約日特例をご選択いただいた場合（責任開始期に関する特約を付加しない場合）、契約日は保険期間の始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、信用金庫によって異なりますので、取扱者／代理店にご確認ください。

## 6 解約返戻金について

- 解約返戻金の額は、ご契約年齢・保険期間・保険料払込期間・経過年月数などにより異なります。

無解約返戻金期間（保険料払込期間）中	解約返戻金はありません。
無解約返戻金期間満了後	つぎに定める額のうち、いずれか小さい金額となります。 ①解約返戻金を低く制限しない場合の額（経過年月数により計算します）に低解約返戻金割合（30%）を乗じた額 ②入院給付金日額に、解約返戻金倍率（10倍）を乗じた額

- したがって、解約をされた場合、無解約返戻金期間中の解約返戻金はまったくなく、無解約返戻金期間満了後は払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな額となります。
- がん手術特約、がん通院特約、がん先進医療特約、抗がん剤治療特約は保険期間を通じて解約返戻金はありません。保険料払込期間が全期払の場合（保険期間全期にわたって保険料を払い込む場合）は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

## 7 契約者配当について

この保険には配当金はありません。

## 8 ご契約の自動更新について（主契約または特約の保険期間が10年のご契約）

主契約・特約の保険期間が有期（10年など）の場合には、保険期間が満了したときに、どのような健康状態であっても、次のとおり自動的にご契約が更新されます。

- ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、この保険は保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします（ただし、東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります）。
- がん先進医療特約、抗がん剤治療特約は、更新後の特約の保険期間も10年となります。ただし、この特約の保険期間が主契約の保険料払込期間を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了日までが、この特約の保険期間となります。また、主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、この特約の保険料のみのお払込みとなります（ただし、東京海上日動あんしん生命の定めるところにより、保険料の払込方法を変更していただく場合があります）。
- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。
- 更新後のご契約には、更新時の普通保険約款および特約条項が適用されます。
- ご契約が更新された場合、給付金のお支払、保険料の払込免除および責任開始期につきましては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとしてお取扱いいたします。
- 更新時の被保険者の年齢が90歳以上のときなどは、自動更新のお取扱いはいたしません。
- ご契約が更新可能で保険期間満了日の2か月前までにご契約者からご請求があった場合には、更新後契約の保険期間、保険料払込期間を終身とすることができます（がん先進医療特約、抗がん剤治療特約を除きます）。

## 9 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

# 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。  
お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 1 お申込の撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- ◆お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料の領収日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。
- ◆「責任開始期に関する特約」を付加したご契約をお申込みいただいた場合には、ご契約のお申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
- ◆東京海上日動あんしん生命が指定する医師による診査が終了した場合等は、クーリング・オフをすることができません。お申込みの撤回等をすることができない場合等詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

### 告知義務について

- ◆ご契約者や被保険者には健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良い方や危険度の高い職業に従事している方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。  
ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」で東京海上日動あんしん生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- ◆診査を行うご契約の場合(医師扱)には、東京海上日動あんしん生命指定の医師が被保険者の過去の傷病歴等についておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえ、自署欄にご署名ください。

### 告知受領権について

- ◆告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### 傷病歴等がある方への引受対応(特別条件付引受)について

- ◆東京海上日動あんしん生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行うことがあります。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや「特定障害不担保」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります)。

### 傷病歴、通院事実等を告知された場合

- ◆所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ◆ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
  - ①無条件でご契約をお引受けさせていただきます。
  - ②特別な条件付(特定障害不担保等)のうえでご契約をお引受けさせていただきます。
  - ③今回のお申込みはお断りさせていただきます。

### 告知が事実と相違する場合

- ◆告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日と失効前の責任開始日のいずれか遅い日)から2年以内(責任開始日前を含みます)であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
  - ・責任開始日(復活の場合は復活日と失効前の責任開始日のいずれか遅い日)から2年を経過していても、給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
  - ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、東京海上日動あんしん生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、東京海上日動あんしん生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、東京海上日動あんしん生命はご契約または特約を解除することができます。
  - ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません(ただし、「給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります)。  
この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

### この場合

- ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。
  - ・また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- がん治療支援保険の場合、責任開始日(復活の場合は復活日と失効前の責任開始日のいずれか遅い日)の前日までにがんと診断確定されていた場合、ご契約は無効となり、その事実を知っている、いない、にかかわらず、給付金等をお支払できません。
- また、告知前にがんと診断確定されていたことをご契約者または被保険者が知っていた場合などは、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- ※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。
- ・一般の契約と同様に告知義務があります。
  - ・「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
  - ・詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
  - ・また、新たなご契約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合、ご契約は無効となります。
  - ・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなったり、責任開始日前にがんと診断確定されたために無効となることもありますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

## 3 保障の責任開始期は保険期間の始期からその日を含めて91日目から開始します

- ◆お申込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引受することを決定)した場合、原則第1回保険料を口座振替とし「責任開始期に関する特約」を付加することから、保険期間の始期は「申込書受領日」または「告知日」のいずれか遅い時となります。
- ◆契約日特例をご選択いただいた場合は、「第1回保険料が東京海上日動あんしん生命に着金した時」または「告知日」のいずれか遅い時が保険期間の始期となります。
- ◆保険期間の始期からその日を含めて91日目を責任開始期とし、その日から東京海上日動あんしん生命は保険契約上の責任を負います。ただし、保険料の払込免除については、保険期間の始期を責任開始期とし、その日から保険契約上の責任を負います。
- ◆取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

## 4 給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みが免除されない場合があります

- ◆この保険には、死亡に対する保険金はありません（被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、同額の返戻金をお支払いします）。
- ◆診断給付金の2回目以降は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日から2年以上経過している場合に限りです。
- ◆手術給付金のお支払回数の限度はありませんが、ファイバースコープによる悪性新生物手術など手術の種類によっては、60日間に1回の給付限度があります。がん治療を直接の目的としない手術は対象となりません。お支払いの対象とならない手術もあります。
- ◆通院給付金のお支払いは、入院前日から遡及して60日以内、退院日の翌日から180日以内の期間にがん治療を目的として所定の通院をしたときに限りです（薬剤等の購入、受取のみの通院は該当しません）。また、1入院についての支払限度日数は45日、通算の支払限度日数は730日です。
- ◆先進医療給付金のお支払いは、がん治療を目的として厚生労働大臣が定める先進医療を所定の施設で受けられたときに限りです。がんの療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（特約の保険期間中に対象となる先進医療は変動します）。保険期間中のお支払額は通算して1,000万円が限度となります。
- ◆治療給付金は、公的医療保険制度の給付対象である抗がん剤治療を月に1回以上受けられたとき、受けられた月ごとにお支払いします。支払限度は通算60か月となります。

次のような場合には、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- ◆責任開始期の前日までにがんが診断確定され、ご契約が無効となった場合。
- ◆免責事由に該当した場合（例：故意または重大な過失による保険料払込免除事由該当の場合など）。
- ◆保険料の払込免除について、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合（約款に特に定めがない限り、原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には、保険料の払込免除とはなりません）。
- ◆ご契約者、被保険者または給付金等の受取人の詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合。
- ◆「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払込まれないことにより、ご契約が無効となった場合。
- ◆故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合。
- ◆給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- ◆保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合。

## 5 ご契約の確認

- ◆東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命で委託した者が、ご契約のお申込後または給付金のご請求および保険料の払込免除のご請求の際、申込内容や告知内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

## 6 第2回以後の保険料は、払込期月中に東京海上日動あんしん生命へお払込みください

- ◆保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けております。
- ◆保険料の払込期月と猶予期間は次のようになります。なお、この保険には自動振替貸付はありません。

	払込期月（保険料を払込むべき月）	払込猶予期間
月払*	月単位の契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年払	年単位の契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約当日まで（ただし、契約当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日まで）

- ◆猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効（ご契約の効力がなくなり、保障がなくなる）こととします。
- ◆なお、いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知（ご契約によっては診査）と、失効している期間の保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。
- ◆ご契約の復活を東京海上日動あんしん生命が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払込みがともに完了した日と失効前の責任開始期のいずれか遅い日からご契約上の保障が開始されます。  
※月払のご契約で契約日特例をご利用いただき、初回到2回分の保険料をお振込みいただいた場合は、第3回以後の保険料が対象となります。

## 7 解約の際はご注意ください

- ◆お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されると、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めて、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年月数・保険料払込年月数などによっても異なりますが、特に、無解約返戻金期間中の解約返戻金はまったくなく、無解約返戻金期間満了後は払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな額となります。
- ◆がん治療支援保険の解約返戻金の水準

無解約返戻金期間（保険料払込期間）中	解約返戻金はありません。
無解約返戻金期間満了後	つぎに定める額のうち、いずれか小さい金額となります。 ①解約返戻金を低く制限しない場合の額（経過年月数により計算します）に低解約返戻金割合（30%）を乗じた額 ②入院給付金日額に、解約返戻金倍率（10倍）を乗じた額

- ◆がん手術特約、がん通院特約、抗がん剤治療特約、がん先進医療特約が付加されている場合、それらの特約については保険期間を通じて解約返戻金はありません。保険料払込期間が全期払の場合（保険期間全期にわたって保険料を払込む場合）は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

## 8 生命保険会社が破綻した場合等には、給付金額等が削減されることがあります

- ◆保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ◆東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ◆詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。  
<お問い合わせ先> 生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 9 ご契約の乗換えはお客様にとって不利益になることがあります

- ◆現在ご契約の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申込み（ご契約の乗換え）をご検討されている場合には、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。このほかに配当請求権が消滅したり、新たな保険契約が健康状態などによりお引受けできない等、お客様に不利益となる場合があります。

## 10 税務のお取扱いについて

- ◆お払込みいただく保険料は、その年の生命保険料控除の対象となります。

- 契約日が平成23年12月31日以前のご契約

他の生命保険料と合算し、一般の生命保険料控除の対象となります。

<所得税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
100,000円超	一律 50,000円

<住民税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
70,000円超	一律 35,000円

一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除の控除限度額の合計は、所得税が100,000円、住民税が70,000円となります。

- 契約日が平成24年1月1日以降のご契約

新設される「介護医療保険料控除」の対象となります。

<所得税の介護医療保険料控除額>

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
80,000円超	一律 40,000円

<住民税の介護医療保険料控除額>

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
56,000円超	一律 28,000円

一般の生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の控除限度額の合計は、所得税が120,000円、住民税が70,000円となります。

- ◆被保険者が受取られる給付金については、いずれの給付金も全額非課税となります。被保険者以外の方が受取られる給付金は、契約形態、実質の保険料負担者によって、所得税、贈与税となる場合がありますのでご注意ください。<平成23年10月現在の税制に基づく一般的なお取扱いについて記載しています。個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。>

## 11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望の窓口

◆東京海上日動あんしん生命の生命保険のお手続きやご契約に関する照会等につきましては、総合カスタマーセンターへご連絡ください。

お問合せ先： **総合カスタマーセンター** ☎️ **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- ◆(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス; <http://www.seiho.or.jp/>

- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 12 給付金等を請求の際はすみやかに東京海上日動あんしん生命にご連絡ください

- ◆お支払事由が発生する事象、ご請求手続、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- ◆お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等のお支払事由が生じた場合、すみやかに取扱者/代理店または総合カスタマーセンターへご連絡ください。

給付金請求の  
お問合せ先

**総合カスタマーセンター**

☎️ **0120-536-338**

受付時間 平日 9:00～18:00  
土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆被保険者が受取人となる給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族からご請求することができます。
- ◆代理請求できる方に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。
- ◆給付金等のご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。  
\*詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

# あんしん生命のお客さまへのサービス

この保険にご契約のお客さま、ご家族は、**無料(注)**でご利用いただけます。

### 人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

がん検診や健康診断を定期的に受けていますか？

人間ドック・脳ドック・がんPET検診設備のある施設の中から、お客さまのご希望にかなった施設のご紹介・ご予約・優待割引料金でのご案内を行うサービスです。是非ご利用ください。

(注) 人間ドック費用・脳ドック費用・がんPET検診費用はお客さまのご負担となります。医療機関・検診内容によっては、割引が適用されない場合もあります。

☎️ **0120-633-877**

受付時間 平日 9:30～17:30 (土曜・日曜・祝日、8/12～8/16、12/29～1/5は休業となります。)

### 「くらしにあんしん」メディカルアシスト(各種医療サービス)

緊急医療相談／一般の健康相談

- 急に激しい頭痛。どうしたらいいの・・・
- もらった薬の副作用が知りたい。



24時間  
365日  
対応

医療機関案内

- 旅行先で急病！最寄りの病院を知りたい！



24時間  
365日  
対応

予約制専門医相談

- 持病の腰痛が気になる。良い治療法はないかな・・・



事前にご予約  
ください

がん専用相談窓口

- 抗がん剤を投与する予定。精神的にも体力的にも不安・・・



事前にご予約  
ください

転院・患者移送手配

- 出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい・・・



24時間  
365日  
対応

(注) 転院・移送の実費についてはお客さまのご負担となります。

### がんお悩み訪問相談サービス

万一「がん」と宣告されたとき、相談できる人はいますか？

がんお悩み訪問相談サービスでは、専門の相談員が訪問し、お悩みをおうかがいします。「がん」と診断されたら、お電話ください。

☎️ **0120-363-992**

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスはあんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。



ピンクリボンをご存知ですか？

乳がんの早期発見・治療の重要性を訴えるために、世界共通で使われているシンボルマークです。あんしん生命はすべての女性の笑顔と幸せを願い、NPO法人である「J.POSH」を通じてピンクリボン運動を支援しています。

お客さまからよくいただくご質問です。  
商品に関する詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## Q1 どんながんが対象となりますか？

**A** 上皮内がん等の初期のがんから、がんを幅広く保障します。

がん治療支援保険は、上皮内がん等の初期のがんも含め、幅広くお支払の対象としています。また、初期のがんについても同額保障をいたします。  
※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## Q2 白血病はがんに含まれますか？

**A** 含まれます。

白血病は、骨髄、脾臓といった血液をつくる造血器において、白血球系細胞が無制限に増殖する病気で血液のがんともいわれています。

## Q3 どんな入院が対象となりますか？

**A** お支払の対象となる入院は以下のとおりです。

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所\*に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。がんの「治療を直接の目的とする入院」には、例えば、美容上の処置、治療処置を伴わない検査、リハビリテーションなどの入院は該当しませんのでご注意ください。  
※介護保険法に定める介護療養型医療施設は除きます。

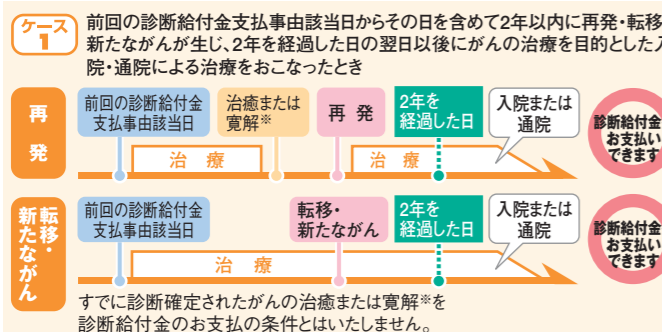
## Q4 どんな通院が対象となりますか？ (がん通院特約)

**A** お支払の対象となる通院は以下のとおりです。

「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、病院または診療所(患者を収容する施設を有しないものを含みます)において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいいます(通院には往診を含みます)。がんの「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しませんのでご注意ください。

## Q5 前回の診断給付金の支払から、2年以内になんが再発・転移したり、新たながんになったら、新たに診断給付金は支払われるのですか？

**A** 前回の診断給付金支払事由が当該日からその日を含めて2年以内に診断給付金のお支払事由に新たに該当した後、ケース1の場合など(2年を経過した日の翌日(注)において被保険者が治癒または寛解状態\*でない場合に限り)には、2年を経過した日の翌日(注)以後に新たな診断給付金のお支払事由に該当したものとみなし、診断給付金をお支払いたします。  
(注)その日が保険期間中である場合に限り。



## Q6 どんな手術が対象となりますか？ (がん手術特約)

**A** お支払の対象となる手術は以下のとおりです。

対象となる手術は、「がん手術特約条項 別表3」に記載された以下の手術となります。

手術の種類

- 悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)
  - 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)
  - ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)
  - その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)
  - 悪性新生物根治放射線照射(悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)
- ※「手術」とは器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレーナージ、穿刺(せんし)、神経ブロック、輸血、骨髄移植、さい帯血移植および術中術後自己血回収術は除きます。  
※上記の悪性新生物には、上皮内新生物を含みます。

なお、手術給付金は、手術1回(同一または異なる種類の複数の手術を同一の機会に受けた場合には、1回の手術とします)につき、保険証券記載の手術給付金額をお支払いたします。

## Q7 先進医療とは何ですか？

**A** 厚生労働大臣が定めた基準に合致した医療機関で行われる高度な医療技術等をいいます。

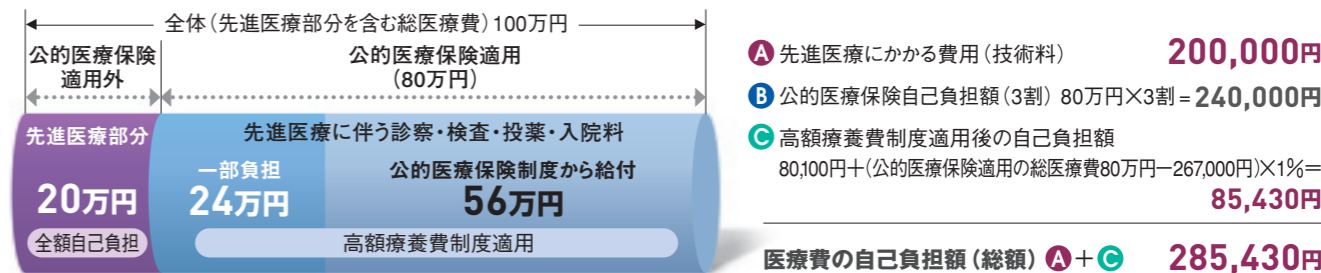
先進医療とは、新しい医療技術・患者ニーズの多様化等に対応することを目的に厚生労働大臣が定めた基準に合致した医療機関で行われる高度な医療技術等をいい、平成23年9月1日現在、125種類の医療技術がのべ1,192医療機関で提供されています。  
先進医療の技術料は公的医療保険制度の給付対象となりません。したがって、先進医療による治療や手術などを受けた場合、その技術料は全額自己負担になります。先進医療に伴う技術料以外の診察料、検査料、投薬料、入院料などは公的医療保険制度の給付対象になります。  
また、先進医療の対象技術は変動しますが、がん先進医療特約で給付金のお支払の対象となるものは、治療を受けた時点で先進医療とされているものに限られます。  
最新情報は、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/index.html>)でご確認いただけます。

\*治癒または寛解状態とは、治療したことによりがんが認められない状態をいいます。

## Q8 先進医療は公的医療保険制度の給付対象ですか？ (がん先進医療特約)

**A** 先進医療にかかる費用(技術料)は、全額自己負担になります。なお、先進医療に伴う診察、検査、投薬、入院料については公的医療保険制度の給付対象になり、この部分には高額療養費制度が適用されます。

総医療費が100万円、うち先進医療にかかる費用(技術料)が20万円だった場合(70歳未満の一般所得者の例)



〈高額療養費制度とは(概要)〉

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関(入院・通院ごと)でかかった医療費の総額(公的医療保険の対象となる治療)が自己負担限度額\*を超えた場合、超えた部分が払い戻される制度です。事前に手続をすることで、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までとすることも可能です。

※70歳未満の一般所得者の場合、80,100円+(総医療費-267,000円)×1%

70歳未満の上位所得者(標準報酬月額53万円以上)の場合、150,000円+(総医療費-500,000円)×1%

※平成23年10月現在の公的医療保険制度に基づき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

## Q9 抗がん剤治療はどのくらい費用がかかりますか？ (抗がん剤治療特約)

**A** 抗がん剤治療を長期間受ける場合、高額療養費制度によりひと月あたりの自己負担額の限度が設けられており、その金額は…

ひと月の自己負担限度額は 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%  
(70歳未満の上位所得者の場合、自己負担限度額150,000円+(総医療費-500,000円)×1%)

なお、同一世帯で1年間(直近12か月)に3回高額療養費が支給されると、4回目からは…

ひと月の自己負担限度額が 44,400円に軽減  
(70歳未満の上位所得者の場合、83,400円)

※平成23年10月現在の公的医療保険制度に基づき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

## Q10 対象となる抗がん剤治療とは？ (抗がん剤治療特約)

**A** お支払の対象となる抗がん剤治療は以下のとおりです。

がんの治療を目的とした入院または通院により、「薬剤料または処方せん料」が算定される公的医療保険制度の給付対象である抗がん剤治療を受けることをいいます(通院には往診を含みます)。ただし、抗がん剤治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみの通院、副作用対処のみの通院等は該当しませんのでご注意ください。  
対象となる「抗がん剤」は、注射薬・点滴薬・経口薬など特約条項所定の抗がん剤(ホルモン剤、分子標的薬なども含む)と、平成21年4月1日以降に承認を受けた所定の医薬品も対象となります。  
詳細は、約款の抗がん剤治療特約条項「別表6 対象となる抗がん剤」をご覧ください。

## Q11 抗がん剤治療を月2回以上受けたら？ (抗がん剤治療特約)

**A** ひと月あたりの治療給付金額は同じです。

同一の月内(1日~末日)に、治療給付金のお支払事由に該当する複数の入院・通院をされた場合も、ひと月あたりの抗がん剤治療特約の治療給付金額は同じです。

## Q12 責任開始までの90日間の保険料も払込む必要がありますか？

**A** お払込みいただく必要があります。

責任開始までの90日間の保険料は、保険料の計算上、将来給付金をお支払いする準備金や諸経費としていることから、お払込みいただく必要があります。

## Q13 がんになった後の保険料は？

**A** お払込みを継続いただく必要があります。

あんしん生命のがん治療支援保険では、がんの診断確定を原因とした保険料のお払込免除は行っておりません。  
※ただし、所定の高度障害状態や身体障害状態による保険料払込免除があります。